

# 65歳以上の介護保険被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の①又は②のいずれかの要件を満たす方が申請を行うと、**保険料が減免**となります。

## 【保険料の減免の対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った介護保険第1号被保険者  
⇒ **保険料を全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる介護保険第1号被保険者  
⇒ **保険料の全部又は一部を減額**

### ※保険料が減免される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の種類ごとにみた令和4年中の収入のいずれかが、令和3年中に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年中の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入等を証明する書類が必要となります。

- **保険料の減免額**は、**減免対象保険料額 (A × B ÷ C)** に **減免割合 (D)** をかけた金額です。

### 減免対象保険料額 (A × B ÷ C)

- A: 介護保険第1号被保険者の保険料額  
B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和3年中の所得額  
C: 世帯の主たる生計維持者の令和3年中の合計所得金額

### 主たる生計維持者の令和3年中の合計所得金額に応じた減免割合 (D)

- 210万円以下の場合 : 全部(10分の10)  
210万円を超える場合 : 10分の8

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和3年中の合計所得金額にかかわらず、減免対象保険料額の全部を免除

## 【保険料の減免期間】令和4年4月から令和5年3月末まで

に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）を設定した保険料について減免を適用します。 **申請期限：令和5年3月末日**

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、**まずは和歌山市 介護保険課にお問い合わせ下さい。**（回答に時間を要する場合があります。）

和歌山市 介護保険課 賦課徴収班

電話：073-435-1334 メールアドレス：[kaigohoken@city.wakayama.lg.jp](mailto:kaigohoken@city.wakayama.lg.jp)

ホームページにも関連情報を掲載しております。HP：<http://www.city.wakayama.wakayama.jp>